

## 平成28年度 著作物の保護と利活用に関する研究会事業計画

### 1. 著作物の保護と利活用に関する研究会の活動目的

本研究会では、デジタル化、ネットワーク化時代にふさわしい著作権および著作隣接権の保護と公正なコンテンツ利用の促進を目的として、インターネット上で行われるサービスのクラウド化や無線通信の高速化などネットワークの更なる進展に伴い生じる権利問題や新たなビジネスモデルに対応するための円滑な権利処理について検討を行う。

平成28年度の主な検討課題として、環太平洋パートナーシップ協定（TPP）に伴う著作権法改正があげられる。特に改正内容のうち、保護期間の70年への延長については、延長による権利者不明の著作物等の増加や、権利者不明の著作物等の増加が著作物の円滑な利用に及ぼす影響への懸念も生じている。本研究会においても、これらの問題について、我が国の裁定制度の在り方や海外の制度（報酬請求権、拡大集中許諾等）の研究を行うこととする。

また、昨年度より研究会で行っている、CCD加盟団体間における各団体の活動状況の情報共有・交換についても引き続き取り組むこととし、研究会において、各団体の普及・啓発や侵害対策等の諸活動について情報共有を行う。

### 2. 主な検討課題

- ・環太平洋パートナーシップ協定（TPP）に係る著作権法改正とそれに伴い生じる課題
- ・文化審議会著作権分科会各小委員会で検討されている課題
- ・国内外の著作権法制、知的財産政策の動向および著作権・著作隣接権の侵害への対応状況
- ・著作権教育と各団体等における普及・啓発活動
- ・デジタル技術と著作権法の乖離